

○近江八幡市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

平成29年2月7日

告示第16号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定した近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に関して広く意見を聴くため、近江八幡市まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 懇話会では、次に掲げる事項について、意見又は助言を求めるものとする。

- (1) 総合戦略に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の効果の検証及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 総合戦略の取組に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会の議事の進行を行う。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策推進課において処理する。

(庶務)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。